

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業重要事項説明書

＜令和6年6月1日＞

1. 鏡島弘法前ケアセンターが提供するサービスについての相談窓口

電話 058-251-9062（午前8：45～午後5：00まで）

担当 生活相談員

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 当法人

名 称	医療法人社団 久誠会
所 在 地	岐阜市鏡島精華3丁目17-5
電 話 番 号	058-251-9038
代 表 者 名	理事長 三浦 宜久

3. 事業所の概要

事業所の種類	介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業 平成18年4月1日 事業所番号 2170102889
事業所の目的	要支援状態である利用者が、日常生活の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性が高まるよう、状態に即した自立支援と目標指向型のサービス提供を推進する。
事業所の名称	鏡島弘法前ケアセンター＜介護予防通所介護サービス＞
事業所の所在地	岐阜市鏡島中2丁目9番13号
電話番号	058-251-9062
管理者氏名	小川 友美
開設年月日	平成16年2月
利用者定員	30名

4. 事業実施地域及び営業時間

事業の実施地域	岐阜市・瑞穂市・本巣市
営業日・営業時間	月～土曜日 9：15～15：15（日曜定休、年末年始休み）

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
生活相談員	1 名		1 名
看護職員	1 名	1 名	2 名
介護職員	7 名	1 名	8 名
機能訓練指導員	2 名		2 名
理学療法士など		非専従 2 名	2 名

6. 事業所が提供するサービス

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割、又は 8 割、7 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 入浴

- 入浴又は清拭を行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます（基本料金に含まれます）。

② 排泄

- ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 運動機能向上

- 機能訓練指導員が、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別の運動機能向上に係る計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行います。

④ 送迎サービス

- ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行いますが、この料金は基本単価に含まれています。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただく場合があります。（1 キロあたり 20 円）

＜サービス利用料金＞

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険 給付額を除いた金額（自己負担分）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護支援度に応じて異なります。）

サービス利用料金	事業対象者 要支援 1	事業対象者 要支援 2	事業対象者 要支援 1	事業対象者 要支援 2
9 時 15 分～ 15 時 15 分	1,798 単位／月	3,621 単位／月	436 単位／回	447 単位／回
生活機能 向上連携加算Ⅱ	200 単位／月	200 単位／月	200 単位／月	200 単位／月
サービス提供体制 加算Ⅰ	88 単位／月	176 単位／月	88 単位／月	176 単位／月
利用単位数	単位	単位	単位	単位

【1ヶ月の利用料金<予定> (F+G) 合 計 円】

《内訳》

【保險分】

$$\begin{aligned} \bullet \text{ 利用単位数} & \frac{\text{単位 (1月につき)}}{\text{単位 (1回につき)}} \times \text{回} = \frac{\text{単位}}{\text{単位} \cdots A} \end{aligned}$$

・介護職員等
処遇改善加算Ⅰ

$$\frac{\text{上記単位 (A)}}{\text{合 計 (A+B)}} \times 9.2\% = \frac{\text{単位} \cdots \text{B}}{\text{単位} \cdots \text{C}}$$

・地域区分 6 級地(1 単位=10.27 円) 上記単位 (C) $\times 10.27 =$ 円…D

・保険請求額 (D) 円 $\times 90 \cdot 80 \cdot 70\% =$ 円…E

・利用者一部負担金	(D-E)	合 計	円…F
-----------	-------	-----	-----

【実費分】

・食事 $750\text{円} \times \text{日} = \text{円}\cdots G$

- ・その他、散髪代や行事参加費などが掛かる場合があります。

☆ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなるため、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係わる費用は別途いただきます。（以下（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２） 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供

料金：１食あたり 750 円

② 複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する実費でご利用者に負担いただくことが適当であるもの（おむつ等）にかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１ヶ月前までにご説明します。

（３） 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の利用料金は、毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行しますので、その月の 12 日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

（４） 利用の中止、変更、追加

- 利用予定の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施予定日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当)

- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

7. 苦情の受付について

鏡島弘法前ケアセンター	相談窓口	生活相談員
	受付時間	8：45～17：00
	電話番号	058-251-9062
	FAX 番号	058-251-9068
岐阜市役所	機関名	岐阜市介護保険課
	受付時間	平日（月～金） 8：45～17：30
	電話番号	058-265-4141
	FAX 番号	058-267-6015
岐阜県 国民健康保険団体連合会	機関名	国保連合会 介護・障害課苦情相談係
	受付時間	平日（月～土） 9：00～17：00
	電話番号	058-275-9826
	FAX 番号	058-275-7635

8. 事故発生時の対応

- （1）事故発生時には、速やかに警察署、消防署、医療機関、利用者の家族に連絡します。
事故発生時の情報を収集すると共に、必要に応じて発生現場を保存します。
- （2）市福祉事務所に連絡します。県庁担当課（室）や県福祉事務所が行なう、現場確認、聞き取り、特別監査等に協力するとともに、再発防止に努めます。

9. 禁止事項

当施設内では、多くの方に安心してサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

<所在地> 岐阜市鏡島中2丁目9番13号

<事業所名> 医療法人社団 久誠会

鏡島弘法前ケアセンター

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業

<説明者>

_____ 印